

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

### ◇ 告 示

ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級

### 目 次

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可(四件)

都市計画事業の認可(二件)

収入証紙の小売りさばき人の指定

### ◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会の招集

### ◇ 公 告

鳥取県職員採用初級試験の実施

### ◇ 正 誤

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百二十七号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四十七号

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十一号(ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年九月一日から施行する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の次に次の一号を加える。

三 ゴルフ場で利用料金の定めのないものの利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級は、前二号の規定にかかわらず、七級とする。

### 鳥取県告示第六百四十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川西齒科医院	倉吉市西倉吉町二番地	昭和五十二年六月三十日

鳥取県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原二二八番地一	昭和五十二年七月一日
川西齒科医院	倉吉市昭和町一七八番地一	昭和五十二年七月一日

鳥取県告示第六百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
なかくき医院	米子市末広町五二	昭和五十二年八月一日

マブチ齒科医院	鳥取市栄町 池上ビル三階	"
小川齒科医院	米子市両三柳四四八一―三	昭和五十二年七月二十五日

鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡山大学医学部 附属病院三朝分院	東伯郡三朝町山田 八二七	全国（鳥根県、岡 山県、広島県及び 兵庫県を除く。）	昭和五十二年 七月二十六日
なかくき医院	米子市末広町五二	全国	昭和五十二年 八月一日
マブチ齒科医院	鳥取市栄町 池上ビル三階	"	"
小川齒科医院	米子市両三柳 四四八一―三	"	昭和五十二年 七月二十五日

鳥取県告示第六百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
市 川 雅 己	鳥国医第二、二〇四号	昭和五十二年七月二十九日
清 水 健 二	鳥国医第二、二〇五号	"
瀬 口 正 史	鳥国医第二、二〇六号	"

鳥取県告示第六百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡大栄町大字大谷字早稲田二〇七一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市大篠津町字戒七〇一の九
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
保健衛生施設用地とするため

鳥取県告示第六百五十五号

昭和五十二年七月十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（公文地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十六号

昭和五十二年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良(新田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良(霞地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良(菅沢地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(宮内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十七日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(大坪地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・一四号立町西公園

三 事業施行期間

昭和五十二年八月二十三日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

米子市立町四丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第六百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・一五号福生公園

三 事業施行期間

昭和五十二年八月二十三日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

米子市上福原字下場屋敷通地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第六百六十三号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十二年八月二十二日	四二四	米子市福市一六七六番地	株式会社鳥取銀行五千石支店	住所と同じ。
〃	四二五	鳥取市東町一丁目二七番地 鳥取県庁第二庁舎内	株式会社鳥取銀行県庁出張所	住所と同じ。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和五十二年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年八月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十二年八月二十三日(火) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙の結果について

公 告

昭和52年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和52年8月23日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員並びに勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
一般事務(A)	約2名	知事又は教育委員会の事務部に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	約20名	知事又は教育委員会等の事務部に勤務し、男子を充てるのにふさわしい一般事務又は業務に従事します。
警察事務	約3名	警察本部又は警察署に勤務し、男子を充てるのにふさわしい警察事務に従事します。
学校事務(東部)	約10名	鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
学校事務(中部)	約5名	倉吉市又は東伯郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。

学校事務 (西部)	約3名	米子市、境港市、西伯郡又は日野郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務従事に事します。
電 気	約2名	警察本部に勤務し、電気関係の技術的業務に従事します。
林 業	若干名	知事の事務部に勤務し、林業関係の技術的業務に従事します。

受験申込みの際には、試験区分のうちのいずれか一つを選んでください。ただし、「一般事務(B)」又は「警察事務」を選ぶ場合に限り、「一般事務(B)」にあつては「警察事務」を、「警察事務」にあつては「一般事務(B)」をそれぞれ第2志望として選ぶことができます。

2 受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務 (A) 学校事務 (東部) 学校事務 (中部) 学校事務 (西部)	昭和31年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務 (B) 警 察 事 務 電 気 林 業	昭和31年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。

なお、次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験区分	試験種目	試 験 内 容	時間
一般事務 (A) 一般事務 (B) 警 察 事 務 学校事務(東部) 学校事務(中部) 学校事務(西部)	教養試験	公務員として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について、高校卒業程度の多岐択式による筆記試験を行います。	2時間
	作文試験	主として文章による表現力、まとめ方等について、高校卒業程度の記述式による筆記試験を行います。	1時間
		公務員としての職務遂行に必要な素	

電気	<p>適性検査 質及び適性について、検査を行います。</p>	25分
<p>教養試験 2時間</p>	<p>公務員として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について、高校卒業程度の多校選択式による筆記試験を行います。</p>	2時間
<p>専門試験 2時間</p>	<p>公務員として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、高校卒業程度の多校選択式による筆記試験を行います。 なお、試験問題は、下記(2)の分野から出題されます。</p>	2時間
<p>適性検査</p>	<p>公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について、検査を行います。</p>	25分

(2) 専門試験の出題分野

各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	出 題 分 野
電 気	数学、物理、電気理論、電気計測、電気回路、電子機器設備、電気機器設備

林 業	林業経営、測樹、育林、伐木運材、林業機械、砂防、測量、木材加工、林産製造
-----	--------------------------------------

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 場
昭和52年10月16日(日)	鳥取市 鳥取市東町二丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで	鳥取市 鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市 米子市錦町一丁目103

(4) 第一次試験の合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、作文試験(電気及び林業については、専門試験)及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験(電気及び林業については、専門試験)及び適性検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和52年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

- ア 人物試験
- 人物性別について個別面接による口述試験を行います。
- イ 身体検査
- 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。
- (2) 試験日時及び試験場
- 昭和52年11月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第一次試験合格者に書面で通知します。
- 5 人物調査
- 人物性別、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について行います。
- 6 最終合格者の発表
- 昭和52年12月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。
- なお、合格者には書面で通知します。
- 7 合格者の採用及び給与
- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に採用候補者として高点順に登録されます。
- なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登録後1年間です。
- (2) 採用候補者名簿に登録された者は各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査等を受けて、そのうちから採用が決定されます。
- なお、採用は、昭和58年4月1日以降に行われます。
- (3) 給与は、原則として給料月額70,300円が支給され、その後は定期に昇給します。
- また、上記給料月額のほかには諸手当として期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。
- 8 受験手続及び受付期間
- (1) 受験申込書の交付
- 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局において交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「初級請求」と朱書きし、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- (2) 受験の申込み
- 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。(郵便による場合には、封筒の表に「初級受験」と朱書きしてください。
- なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。
- また、試験区分については、申込みの締切りまでは、その変更ができません。
- (3) 申込受付期間
- 昭和52年9月1日(木)から昭和52年9月30日(金)まで受け付けます。
- なお、郵送による申込みは、昭和52年9月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがあ

りますから、受験手続には十分注意してください。

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。
- (2) 郵便による問い合わせの際には、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

正 誤

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百二十七号(保安林子定森林について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

六	頁	段	行	誤	正
	上	一	二	四七の一	四七の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】